

年金受給者向け定期積金 (達者です)

2025年4月1日現在

1. 商品名(愛称)	年金受給者向け定期積金(愛称:達者です)
2. 取扱期間	2025年4月1日(火)～9月30日(火)
3. ご利用いただける方	当金庫で公的年金をお受け取りいただいている方、新たにお受け取り手続きをされた方
4. 契約期間	1年以上3年以内
5. お預け入れ (1) 掛込方法 (2) 掛込金額 (3) 掛込単位	口座振替方式 年金振込月(偶数月)の15日に口座振替にて掛金を払い込んでいただきます。 1万円以上 1,000円単位
6. 払い戻し方法	満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
7. 給付補填金 (1) 適用利率 (2) 支払方法 (3) 計算方法	固定金利 ・ ご契約時に通帳に表示する約定年利回り(スーパー積金の店頭表示の利率に年0.01%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。 満期日以後に掛金総額に加えて一括してお支払いします。 付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
8. 税金	20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。
9. 手数料	必要ありません。
10. 付加できる 特約事項	総合口座の担保とすることができます。 普通預金等からの自動振替による払い込みができます。
11. 期限前解約時のお取扱い	解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。
12. 金利情報等の 入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<苦情処理措置> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部(9時～17時、電話:0767-52-3450)にお申し出ください。 <紛争解決措置> ・ 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、富山県弁護士会(電話076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北陸地区しんきん相談所(9時～17時、電話:076-261-2836)にお申し出ください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 ・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他	・ 払い込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後のお利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、そ

	これらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。 ・市場動向等により預入利率を変更する場合や、募集動向により取扱期間中でも受付を終了させていただく場合があります。
--	---